

# アメリカ憲法の形成に関する一考察

——ブラウンの提起した問題との関連において——

奥原忠弘

まえがき

- 一、制定過程の概観
- 二、「制定」をめぐる社会的背景
- 三、ブラウンの「新解釈」をめぐるいくつかの問題点

まえがき

憲法研究において、アメリカ合衆国憲法が占める地位の重要性については、多言を要しまい。モーリス・デュヴェルジ<sup>シ</sup> (Maurice Duverger) は、現代の政治体制 (les régimes politiques contemporains) を、イギリス型の体制 (les régimes de type anglais)<sup>ア</sup>、アメリカ型の体制 (les régimes de type américain)<sup>ロ</sup>、ロシア型の体制 (les régimes de type russe) の三種に大別し、アメリカ型の体制について、「……カナダを除いて、アメリカ大陸のすべては、一七八七年に合衆国によって発明されたモデルに、全体として鼓舞された特性ある政治制度を採用した」と述べているが、この「一七八七

年に合衆国によって発明されたモデル」とは、彼によればアメリカ型の体制の「原型」(Le prototype)であり、「アメリカ人によって聖書に等しいまでに崇敬されているが、自分達の作品に満足せず、その持続性を信じなかった人々によって、情熱なしに採択された」ところのアメリカ合衆国憲法にほかならぬのである。<sup>(2)</sup> また、ハーマン・ファイナー(Herman Finer)は、「……アメリカ憲法は、権力分立の一つの試みとして、意識的に且つ精巧につくられたものであり、今日、権力分立原則の下に作用している世界において、最も重要なものである」と述べている。<sup>(3)</sup>

ところで、現在、このアメリカ合衆国憲法の制定史をめぐって、従来の解釈に対する「新しい解釈」あるいは「再解釈」というかたちでの論争がアメリカにおいて行われている。チャールズ・ビーアド(Charles A. Beard)が「その著“An Economic Interpretation of the Constitution of the United States”(1913)〔合衆国憲法の経済的解釈〕において、「アメリカ合衆国憲法制定への運動は、連合規約下において虐待されていた動産上の次の四つの利益団体に よって始められ、達成されたものである。すなわち、それは金融・公債・製造・通商ならびに海運である」、「合衆国憲法は、本質的には、財産に関する基本的な私的権利が政府に先行するものであるとの考え方に立脚する経済的文書であり、実際上は人民の大多数の手の届かぬものである」、「合衆国憲法は、法律学者の言う如く『全人民』によってつくられたものではなかったし、南部の国法実施拒否主義者(Southern nullifiers)が長い間主張したように『(全)邦』によってつくられたものでもなかった。それは、利害関係が邦の境界をのりこえ、範囲において真に全国的であったところの一体的集団の作品であったのである」と結論して以来、<sup>(4)</sup> 彼の見解は、今日にいたるまで大きな影響を及ぼしてきた。フォークナー(Harold U. Faulkner)は、「憲法制定への運動の経済的諸部面について最も権威ある研究はビーアドのそれ、すなわち『合衆国憲法の経済的解釈』である。彼の諸結論は、この期間を研究する者にとって、勘定に

入れられねばならぬものである<sup>(5)</sup>と述べている。しかして、ジエンセン (Merrill Jensen) の言葉を借りれば、ピアードの学説は「ある者によって受け入れられ、他の者によっては烈しく否定され<sup>(6)</sup>」ているのであり、この否定の側に立つ人々の中に、憲法制定の背景について新しい解釈を試み、「ピアードの亡霊を追い払おうと」しているロバート・ブラウン (Robert E. Brown) がいる<sup>(7)</sup>。ブラウンの近著 “Reinterpretation of the Formation of the American Constitution” (1963) は、他の彼の著書とともに、ピアード及びそれと同じ立場に立つ見解を批判するものである<sup>(8)</sup>。その小論は、ローウマン (Edward S. Corwin) とペルタスン (Jack W. Peltason) の共著 “Understanding the Constitution” (1964) の序文に「合衆国憲法は……決して他に説明を要しないものではない。理解せんと試みる場合、……本憲法の直接の歴史的起源およびその基本原則に注意が払われねばならない」との言葉が見出されるが、独りアメリカ憲法に限らず、憲法の真の理解にとって、歴史的考察、とくに制定過程の攻究はきわめて重要なものであるとの考えに基づくものであり、上述のアメリカにおける論争を考慮に入れて、先ずアメリカ憲法の制定過程を概観し、次いでブラウンの提起した問題点との関連において「制定」の社会的・経済的背景について若干の考察を試み、更にその上に立って、ブラウンの見解に関し、問題提示という意味での言及をなさんとするものである。

(1) Maurice Duverger, *Les Régimes Politiques*, 1961, p. 84.

(2) *Ibid.*, p. 85.

(3) Herman Finer, *The Theory and Practice of Modern Government*, 1956, p. 99.

(4) Charles A. Beard, *An Economic Interpretation of the Constitution of the United States*, 1913, pp. 324~325.

(5) Harold U. Faulkner, *American Economic History*, 1959, p. 745.

(6) “The New Nation” (1950) の著者 Merrill Jensen は「合衆国憲法の経済的解釈」について、「憲法に関して今迄に書か

れたものの中で、最も論争的な書』であるとし、それは「半世紀の間、光よりも熱を発生させて来た……」と述べている。——  
The Making of the American Constitution, 1964, p. 188.

(6) Jensen, op. cit., p. 188.

(7) Jensen ほか Brown のほか “We the People” の著者 Forrest McDonald, “Turner and Beard: American Historical Writing Reconsidered” の著者 Lee Benson などがいる。

(8) Brown の他の著書: “Middle-Class Democracy in Massachusetts, 1691-1780” (1955), “Charles Beard and the Constitution, A Critical Analysis of an Economic Interpretation of the Constitution” (1956)

## 第一章 制定過程の概観

### 第一節 第一回大陸会議から連合規約の成立まで

英国議会は七年戦争 (Seven Years War, 1756~63) 終了後、植民地統治機構の改訂を試み、特に、植民地をして英帝  
国の枠内に通商を限定せんと努め、また戦後の財政的窮乏を救わんとして、一七六三年の勅令 (Royal Order) 一七六  
四年の砂糖法 (Sugar Act) 通貨法 (Currency Act) 一七六五年の印紙税法 (Stamp Act) 駐屯法 (Quartering Act) な  
ど一連の立法措置により植民地住民を圧迫した。<sup>(1)</sup> このような施策は、英国支配階級の利益のために、植民地を永久に  
隷属せしめんとする重商主義的政策のあらわれであった。既に、一七六〇年に、あるイギリスの税関役人は次のよう  
に報告している。「植民地は、将来の英国商業の偉大さにとって基本的なものであるが、それは英国の利益のために、  
より厳格に植民地を規制した場合に限ってである」と。<sup>(2)</sup> これに対し、植民地側は、これらの施策を「アメリカのすべ  
ての権利と自由を叩き潰すために、イギリス議会によって製造された巨大なエンジン」<sup>(3)</sup> と受け取っていた。

かかる情勢のなかで、植民地間に新しい且つ強固な絆が形成されていったのである。一七六五年一〇月のニューヨークにおける印紙税法会議 (the Stamp Act Congress) はその現われであるが、一七七四年五月五日にジョージアを除く一二植民地からの代表を集めて開かれた第一回大陸会議 (the First Continental Congress) は更に重要なものであった。それは、法外機関 (extra-legal body) ではあったが、合衆国における最初の連邦政府と見做しても良いものであったのである。<sup>(5)</sup> 会議は弾圧的な法律の除去を要求し、一七五五年五月の再会を約して一〇月二六日に散会した。

第一回会議が約した第二回会議は、その開催が疑問視されていたものであったが、一七七五年四月のレキシントン (Lexington) とコンコード (Concord) の衝突事件の突発により、五月一〇日にフィラデルフィアのカーペンターズ・ホール (Carpenters' Hall) で開かれるに至った。<sup>(6)</sup> 第二回大陸会議 (the Second Continental Congress) に集った大多数の代表は、当初、イギリス政府との平和を回復せんと努めたのであったが、イギリス側の譲歩を得られず、結果として、会議はイギリスとの軍事闘争の運営をその機能とすることとなった。戦争条例 (Articles of War) を採択し、軍隊の組織・装備を整え、作戦遂行を賄うため紙幣を発行し、独立戦争において統一的な指導権を提供する主要な機関となったのである。<sup>(7)</sup>

一七七六年七月四日に、大陸会議は独立宣言 (the Declaration of Independence) を採択したが、これと前後して各植民地は「植民地から独立の state (邦) へ」の歩みを進め、大陸会議の勧奨に基づきそれぞれの邦憲法を採択し、邦政府をつくりあげていった。すなわち、一七七六年一月五日にニュー・ハンプシャーが、三月二六日にサウス・カロライナがそれぞれ臨時憲法を制定し (確定憲法は、サウス・カロライナが一七七八年、ニュー・ハンプシャーが一七八四年に制定)、同年六月二九日にヴァージニア、七月二日にニュー・ジャージー、九月一日にデラウェア、九月二八日にペ

ンシルヴェニア、十一月一日にメリーランド、十二月八日にノース・カロライナ、一七七七年二月五日にジョージア、四月二〇日にニュー・ヨーク、一七八〇年六月一日にマサチューセッツが新憲法を制定した<sup>(8)</sup>。またコネティカットとロード・アイランドは英国王より与えられた特許状をもって憲法に代えることとし、コネティカットは一八一八年に、ロード・アイランドは一八四一年になって、はじめて自らの憲法を制定した<sup>(9)</sup>。

一般的に云って、各邦憲法においては、国王の任命した総督との従前の経験からして、新しい行政部の権限は大きな制約を受け、「立法になんらの権限も持たない単なるお飾り」とされ、立法部——これは人民の代表として、一般人に高く評価されていた植民地議会 (colonial assembly) の後継者である——には広範囲の権限が与えられた<sup>(10)</sup>。

かくして確立された邦政府は、やがて大陸会議をうまわる威信を獲得しはじめ、大陸会議は邦あるいは人民に対してなんらの強制力を持たず、諮問的な機関となっていた。独立宣言から連合規約 (the Articles of Confederation) の採択 (一七八一年三月一日) までは、大陸会議の権限を定める成文憲法は存在しなかったためであり、従って大陸会議は、いわば柔軟な不文憲法の下に行動するものであり、それは、独立・主権をもつ各邦と、人民の黙認と、政治的便宜に依存する存在に過ぎなかった<sup>(11)</sup>。このような状況において、独立戦争の有効な指導のためにも、なんらかの中央権力が必要とされ且つなんらかの永久的な連合案 (Plan of Union) の考案が要求されることとなり、各植民地の協力を定める基本法としての連合規約が生み出されることになるのである。大陸会議は、独立宣言の準備と併行して、一七七六年六月、リチャード・ヘンリー・リー (Richard Henry Lee) の動議にもとづき、各邦の連合を強化するという問題に着手し、デラウェア代表のジョン・ディキンソン (John Dickinson) を長とする二人の委員からなる連合規約起草委員会を任命し、連合規約の起草にあたらせた。同委員会は翌七月一二日に規約草案を大陸会議に提出し、会議は種々の

討議の後、一七七七年一月同規約を承認した（規約は、全邦の批准を発効の要件としたため、メリーランドが一七八一年三月一日に最後の邦として批准したときに、ようやく効力を発した）。

同規約の大陸会議における承認、邦議会における承認、邦議会の批准の過程には多くの困難がたちふさがっていた。就中、代表者数（representation for voting）、税の割当、兵役につく人々の選出、その他の義務・権利・責任の適正な配分などについての基礎に関して、意見の一致をみることができなかつた。その結果として、邦連合（the Union）は、各邦政府によっては、充分に果し得ない機能の遂行にとって必要な絶対最小限度の権限のみが与えられるにとどまつたのである。<sup>(12)</sup>

## 第二節 連合規約下の中央政治

### 一、連合規約の性格と意義

「合衆国最初の憲法」<sup>(13)</sup> ということもできる連合規約（the Articles of Confederation）の下に、連合会議（the Congress of the United States）が設けられたが、その構成員（代表者達）は、ある意味では、「主権・自由・独立」を保有する（規約第二条）各邦の政府によって選ばれた全権公使であつた。<sup>(14)</sup> また、会議は厳格に且つ注意深く制限された権限を行使するのみであつた。戦争に関する権限、外交権を行使し、領土に関する邦間の紛争についての管轄権を有していたのであるが、多くの重要な事項、すなわち戦争・平時における捕獲許可状の発行・条約もしくは同盟の締結・貨幣の鑄造およびその価値の決定・合衆国およびその一部の国防ならびに福祉に必要な金額と費用の決定・証券の発行・合衆国の信用に基づく金銭の借款・金銭の支出・建造または購入すべき軍艦の数および徴募すべき陸海軍の数の決定・陸海軍の司令官の任命に関する権限を行使するには、九邦の同意を要求されており（規約第九条第六項）、また規約そのもの

の改正には、全邦の承認が必要とされていた(規約一三条<sup>(15)</sup>)。

規約成立後も、会議はきわめて弱体なものであったわけであるが、それは連合会議に対する権限を決定する上に、イギリスとの長期に亙る闘争の経験が、大きく作用したことに起因する。そのことは、財政権と通商権について明白である。人々は支配し得ない遠隔の政府によって課税権および通商管理権が行使されることに反抗した。植民地がイギリス議会の課税権を拒否したように、連合会議に対してもそれを拒否したのであり、連合会議の経費の調達についても各邦に対する強制権を与えず、また、イギリス議会によって設けられた通商規制権に対する反感の反映として、通商規制権も連合会議には与えられなかったのである<sup>(16)</sup>。

権限の不備、重要な権限行使について少なくとも九邦の同意を要すること、明確な執行部あるいは連合会議内における有効な執行機構の発展を規定していないことは連合規約の悲しむべき弱点であった。事實は、これまでに大陸会議が行ってきたことを合法化したに過ぎないものであったのであり、従って、規約が採択されても、中央政府には、これといった変化はなかったのである<sup>(17)</sup>。しかし、連合規約は、当時としては、「永遠の連合」の確立に向けてなした得た最良のものであり、より強力な中央政府の発展の基礎となったものなのである<sup>(18)</sup>。

## 二、連合規約の欠陥と現実政治

独立革命の終了と現行憲法採択の間の時期は、邦連合 (the Union) に関する限り、統治上の無能さを露わにした時期であった<sup>(22)</sup>。ワシントン (George Washington) は「連合は私にとっては内実のない影のようなものだ、会議は無益な機関であり、その命令には余り注意が払われていない」と述べている<sup>(23)</sup>。

なんらの強制権も与えず、厳しくその権能を制限する連合規約の下におかれた連合会議 (中央政府) は、混乱と無

秩序と外侮を招き、その無能、無力を暴露することとなった。連合会議は、各邦に対して必要な金銭を要求することはできても、それは各邦の好意に依存するものであり、その支払を強制することができなかった。課税権なき連合会議は、負債と当座の経費を賄うにたる金銭を調達することもできなかった。各邦は、また自身の負債および経費の支払いが極度に困難な状態にあり、その危機の解消を紙幣の追加発行に訴えたが、それは戦争目的のために以前に大陸会議と邦が発行した紙幣とあいまって、大陸ドルとともに価値の暴落を招いた。一七八〇年三月には大陸ドルは二・四五セントにしか値しないものとなり、一七八一年には一足の靴を買うのに、紙幣では一〇〇ドルを必要としたのであった。“Not worth a continental”<sup>(24)</sup>という言葉は、無価値と同意義になった。かかる状態は、固定収入で生活する人々を困窮に落ち入らせ、他方、投機業者や債務者にはうまい話であった。<sup>(25)</sup>無価値になった大陸ドル（大陸紙幣）は投機業者の手に入って商品となったのであり、それに代って、イギリス、フランス、スペイン、ポルトガルの硬貨が取引に使われ、事態を一層むずかしくした。<sup>(26)</sup>

課税権なき会議は、常備軍を用意する権限もなかった。イギリスは公然と一七八三年の条約を破り、北西部の交易所を譲渡することを拒否し、スペインは合衆国に対し反乱を起さしめるべく西部の開拓者達と通じた。<sup>(27)</sup>

また、通商面でも規制権を持たぬ連合会議は、多くの困難に直面した。アメリカの貿易業者は、英領西インド諸島の港から閉め出されたり、各国でさまざまな差別待遇を受けた。独立戦争中におこった幼稚産業は、外国産業の思うがままにされ、戦時需要の停止による製品価格の下落とあいまって危機に瀕した。報復措置を取り得ない大陸会議に代って、各邦がこれを行った。一七八三年から八八年の間に一〇邦が、イギリス船舶に噸税を課したり或はイギリス商品に差別関税を課したが、その税率が各邦まちまちであり（無税から一〇〇パーセントまで）、効果は全くあがらな

った。ワシントンは「われわれの側で通商規制を行おうと考えるなら、それは無駄なことだろう。ある邦で、なんらかの商品について禁止法を可決すれば、他の邦は許可の窓口を広くしている……」と述べている。<sup>(28)</sup> また内においては、各邦は互に輸入税をかけ合い、邦間の紛争を惹起することがあったが、<sup>(29)</sup> 連合会議はこれに全く手を出すことができなかった。更に、会議は外国と条約を締結することはできても、その条約の遵守を邦および個人に強制することができず、それは外交政策の弱体を招いた。例えば、ジェファソンがパリで嘗めた経験はきわめて苦いものであった。通商条約の交渉を意図しても、アメリカ政府の義務履行能力に対する信頼が欠如していたため、交渉は捗どらなかった。そして、時折、彼はアメリカ各邦の条約侵犯についての訴えに応答しなければならなかったのである。<sup>(30)</sup>

かかる状況にあって、「友好連盟」(League of Friendship) (規約第三条) は紛議の連盟に変わりつつあるように見えた。そして連合会議は全くの蔑視の対象へと陥ち入りつつあった。<sup>(31)</sup> これはすべて一国の中央政府としての実質を持たぬ連合会議の無能、無力に起因するものであったのである。

### 第三節 連合規約改正の動き

中央政府の行詰りが激化するにつれ、連合規約をめぐって、識者、特に強力な中央政府設置論者のあいだで、更に連合会議自身によって、その欠点が指摘され、種々の改革案が主張された。その主要なものは次の通りであるが、それらはいずれも中央政府の権限の強化、確立を要求するものである。

#### (1) ジェファソンの改革案

ジェファソン (Thomas Jefferson) は、①他邦あるいは外国に関する事項については、「諸邦を一単位」にすること、

④連邦の中枢 (Federal head) に、公正な権力を行使するならかの平和的方法を与えること、⑤その中枢を別個の立法、行政、司法の各部門に組織すること、の三つの改善を希望した。<sup>(32)</sup>

(2) ハミルトンの改革案

ハミルトン (Alexander Hamilton) の主張は、個人間の財産及び生命の権利についての邦内治安に関する権限、並びに邦内税による金銭の調達に関する権限を除き、連合会議に完全な主権を与えること、というものであった。<sup>(33)</sup>

(3) 連合会議における改革案

連合会議は、強力な中央政府の唱導者三名 (James Madison, James Duane, James Varnum) から成る委員会を任命し、連合を運営する諸方策についての審議を求めた。同委員会は、一七八一年五月二日に、戦時において財産を徴発する権限、徴税人を任命し、違反邦の財産を差押える権限を連合会議に与えることを提案したが、それは連合規約の精神と条文に違背するものであるとして、無視されてしまった。また、連合会議は、輸入税を課する権限を連合に与える改正案を提出したが、それは、ロード・アイランドが中央政府の性格を変更し且つ自由を危うくするものであるという理由で反対し、ヴァージニアが後にこれに同調し、結局流れてしまったのである。<sup>(34)</sup>

(4) マディソンの改革案

マディソン (James Madison) は、一七八七年四月、「合衆国の政治制度の欠陥」と題する覚え書きにおいて連合規約下における一一の主要な欠点を素描し、同年、系統的計画のかたちで、必要と思われる憲法改革についての見解を提示しているが、その改革案は大略次のことを要求するものであった。<sup>(35)</sup> ①新制度は、各邦立法部よりも、むしろ人民による批准に基づくべきこと、②連邦は、あらゆる場合において、邦の立法について拒否権をもつこと、③人口に比

例した代表制度、㊸権力の分立——なんらかのかたちにおける中央執行部を含む——を定めること、㊹連邦政府は、連合規約下において与えられた全ての現存する権限を有し、且つ通商、課税、帰化の規制の如き統一性を要するすべての事項においては、積極的にして完全な権限を有すること、㊺連邦司法部は、海事および外国人或は市民権の相違についての控訴において管轄権を有すること、並びに邦裁判官は連邦憲法を支持する宣誓に拘束されること、㊻外部からの危険のみではなく、内部からの危険に対し邦を保障する手段を確立すること、㊼邦執行部は連邦政府によって任命されるものとし、民兵(militia)は連邦の支配下に置くこと、㊽強制権は明白に宣言さるべきこと。<sup>(36)</sup>

#### 第四節 憲法定定会議開催への動き

第三節で述べたように、連合規約の欠陥が露わになるにつれ、その改正の主張、要望が、その欠陥から生ずる当面の諸問題を解決せんとして、強まっていくのであるが、それら諸改正案の実現を見ぬままに、後述するであろうような当時の経済的利害関係の対立、社会不安等を背景としながら、より強い中央政府を希求する人々によって、遂に一七八七年五月二五日、フィラデルフィア憲法定定会議が開催されるに至るのである。

全面的な憲法改正——新憲法の制定——は、各邦が抱いている中央政府強化に対する警戒心のため、迂遠な方法、すなわち各邦間の通商の促進を強調するということによって達成されたのであった。<sup>(37)</sup> ヴァージニアとメリーランドは、両邦の境界線をなしているポトマック(Potomac)河の航行権についての協議を行うことが必要となり、一七八五年三月、統一的輸入税、通商の規制、両邦における通貨についてのとりきめをもその内容とする協定を結んだ。<sup>(38)</sup> この協定は、連合規約第六條二項の「二邦又はそれ以上の邦は、目的を明確に列記し、期限を明らかにし、連合会議の承認を得る

のでなければ、いかなる条約、連合、同盟も、相互に結んではならない」との規定に反するものであったが、これを契機として、この両邦の働きかけにより、邦間の通商上の諸問題を討議するため、一七八六年九月にメリーランドのアナポリスにおいて各邦代表が会する運びとなった。このアナポリス会議 (Annapolis Convention) に参加したのは、ニュー・ヨーク、ペンシルヴェニア、ニュー・ジャージー、デラウェア、ヴァージニアの五邦からの代表一二名に過ぎなかったが、その協議は、問題が全邦による討議を必要とする性質のものであり、問題の解決は単に邦間の協定により共通の通商と規制を行うことに存するのではなく、中央政府組織における重大な欠陥を是正するという包括的行動にあるという結論を導き出した。そこで会議は、ハミルトンの提案に基づき、「翌年五月にフィラデルフィアに会し、合衆国の情勢を討議し、かつ連合政府の憲法をして、連合の危急に 대응させるに必要と思われる諸条項を考案するため、委員を任命すること」を全邦に勧告することを決定し、一三邦および連合会議に勧告状を送付した。一七八七年二月二二日、連合会議はこれに応じて会議を召集することに同意したのであった。<sup>(39)</sup>

### 第五節 憲法制定会議と批准

フィラデルフィアに一二邦 (ロード・アイランドは邦内の事情により代表の派遣を断わった) からの代表五五人を集めて、「概して……保守的な団体」であったところの憲法制定会議 (Constitutional Convention) が開かれることになった。この会議の「唯一の且つ明白な」目的は、連合会議の決議に従えば、「連合規約を改正し、連合会議および数邦の立法部に対し、政府の危急と連合の保全に連合の憲法 (federal constitution) をして応じ得る……如き変更と準備を報告する」ことであったが、これは名目上のことに過ぎず、主要な代表の間には、会議開催前に、次のような一般原則に

ついでに同意があったのである。

① 単に連合規約を修正するというのではなく、現在の政府機構を廃棄して、邦およびその市民を統制する権力をもつ政府をつくること。すなわち、**事実上の主権は邦から中央政府に移すこと。**

② 連合会議は、均衡のある政府——立法・司法・行政の各部門から成り、各々は互に抑制し合うという政府——によって代えられること。

③ states (邦)の平等という従来の原則は、新しい議会の両院は人口に応じて代表されるという原則によって代えられること。<sup>(40)</sup>

しかし、会議は、その過程において、多くの対立を生み出した。大邦と小邦間に、或は南部の邦と北部の邦との間に対立が生れた。会議は幾度か暗礁にのりあげたが、そのたびに相互間に妥協がはかられた。例えば、連邦議会における代表権問題について、代表の基礎を人口に置くべきであるとする大邦側の主張に対し、小邦側は、それは連邦政府に対する小邦側の影響力を減少せしめることになるとして反対した。会議は、連邦議会の下院議員は人口に基づいて選出され、上院議員は各邦平等にそれを選出するという妥協(下院は人民を代表し、上院は州を代表するという建前となった)によってこの問題を解決した。この妥協は、“the Great Compromise”(「大妥協」)といわれている。<sup>(41)</sup> また大統領に關しても、これを如何に組織するかについての答えは容易に生み出されなかった。結局、憲法第二条第一節に規定されたように、予備選挙において大邦に有利に(大体において人口比例主義に基づいて各州が大統領選挙人を選出する)、そして決戦投票においては小邦に有利に(各州一票の州別投票を行う)定めることとして妥協を成立せしめた。<sup>(42)</sup> 憲法制定会議でこのような妥協が、きわめて多くにのほったので(ある者は、合衆國憲法を「一束の妥協の集り」といっている)、代表者

は誰一人として、そこで生み出された憲法に満足していなかった。しかし、大多数の者は、新憲法の採択こそが、連合の瓦解に代りうる唯一のものであると考えたのであり、それに全面的支持を与えたのである。<sup>(43)</sup>かくして、つくり出されたアメリカ憲法は、イギリスとの断交の勢いを駆って設立された政府の型態（一三邦および連合全体についての統治型態を指す）に対して、一つの**政治的革命**——**変容**——をもたらすものであった。<sup>(44)</sup>

新憲法の制定論者達が、多くの反対者を刺激しないようにとの慎重な考慮の下に、秘密会で行われた憲法制定会議は、約四カ月の審議を経て、一七八七年九月に憲法草案を公けにした。以来、その批准をめぐるの激しい戦い——特に、ヴァージニア、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ヨークは激しかった——を経て、一七八八年六月二一日に第九番目の邦としてニュー・ハンプシャーが批准をしたことにより、同日、アメリカ合衆国憲法は発効した。<sup>(45)</sup>

(1) これらの中、一七六五年三月に可決された印紙税法は、アメリカにおけるすべての証書、新聞、雑誌、広告、トランプ札等に、指定販売所で売られる収入印紙の貼付を要求するもので、植民地の全階層に影響を及ぼすものであり、植民地全体を激怒させた。植民地住民は、代表を全く送っていない英国議会が、このような課税を決定したことは、マグナ・カルタによって確立された「代表なければ課税なし」(no taxation without representation)という英憲法上の大原則に反するものであるとして、激しい反対運動を展開した。この反対運動の拡大により、英政府は止むなく一七六六年に印紙税法を廃止したのであるが、その後も、いわゆるタウンゼンド諸法を制定実施するなど、その重商主義的政策を改めず、植民地住民の反抗を更に強めることとなり、遂に独立革命に至るのである。

- (2) Brown, *Reinterpretation of the Formation of the American Constitution*, 1963, p. 27 より引用。
- (3) John Adams が印紙税法について述べた言葉である。Ibid., p. 31 より引用。
- (4) 第二回大陸会議には、ジョージア代表も出席している。
- (5) Edward Dumbauld, *The Constitution of the United States*, 1964, p. 28.

(6) この要求は、植民地によって主張され、且つ一七六三年以降に制定された英国議会の立法によって侵されたと断言された、憲法上の宣言を具現化する一〇カ条の決議となつて現われている。

採択された決議中、特に重要視されるべき第四の決議は次の通りである。「英国人の自由ならびに全ての自由なる政府の基礎は、人民をして彼等の立法議會に参与せしめる権利に存する。而して、英国の植民地人は代表せしめられず、また彼等の地方的な状況ならびに他の事情から英国国会に適当に代表され得ないのであるから、彼等はそれぞれの植民地議會において自由にして独占的な立法権を与えられている。……しかしながら、我々は、事態の要請と両国の相互利害關係に鑑みて、英国国会のかかる法律の施行に対しては、それが母国に対し全帝國の通商利益を確保する目的をもち、また英国のそれぞれの構成分子の通商利益を得んとする目的のため、我々の外國通商の規制に善意をもって止まる限り、喜んで同意する。但し、これは植民地人の同意なくしてアメリカにおける英国臣民からの収入を増加するために国内税及び関税を課すというあらゆる考えを排除するものである。」——原典アメリカ史第二卷、一二二頁—一二三頁。

(7) Carl B. Swisher, *American Constitutional Development*, 2nd edition, 1954, p. 16, p. 18.

(8) 邦憲法は、いずれの邦においても**保守派と急進派**の論争を経て制定されたものであるが、特に**ヴァージニア邦憲法**は、デラウェア、ペンシルヴェニア、ノース・カロライナ、ジョージアとともに急進的なもの、典型的なものであり、**マサチューセッツ邦憲法**は、メリーランド、ニュー・ヨークとともに保守的なものであった。

ヴァージニア邦憲法の特徴は、立法部に圧倒的優位を認め、行政部をそれに隷屬せしめたところにある。ヴァージニア議會 (General Assembly) 44代議院 (House of Delegates) と元老院 (Senate) から成り、財政法案については元老院は賛否を決するのみで修正権を有しない。行政首長すなわち知事は、毎年、立法部によって選出され、同じく議會によって選任される八名からなる邦参事会 (Council of State) の助言に基づき行政権を行使するが、法律に対する拒否権、議會の召集・停会・解散権を有しない。裁判官は議會によって選挙される。

これに対し、マサチューセッツ邦憲法は行政部を強化して独立的地位を与えるものであった。それは、立法部の優位を定める憲法をもつ諸邦において、立法部の専制、横暴を招くに至つた経験に基づくものであるといわれる。議會 (General Court) は元老院と代議院から成り、原則として両院の権限は平等である (代議院は予算案の先議権を認められていた)。被選資格と

して元老院議員は三〇〇ポンド以上の価値を有する土地または六〇〇ポンド以上の動産、代議院議員は一〇〇ポンド以上の土地またはそれ以上の財産が要求された。そして、元老院議員数は各選挙区に対し納税額に比例して割当てられることとなっており、明らかに財産を代表する性格を有していた。知事は直接選挙により選任されるが、被選資格として一〇〇〇ポンド以上の財産の所持を要求されていた。知事は、議会の法律案もしくは議決に対する停止的拒否権、議会の召集権を有し、参事会の同意の下に、高級官吏・裁判官の任命権を行使するものであった。知事に強い権限を与え、独立的地位を認められた憲法は、マサチューセッツ知事が「シェーズの叛乱」に対処し、邦内の秩序を確立し得たことによって、その声価をたかめ、フィラデルフィア憲法会議において、連邦政府の形態を決定する上に大きな影響を及ぼしたのである。

- (9) 植民地の型態には、王領植民地 (Royal colony)、私領植民地 (Proprietary colony)、自治植民地 (Corporate colony) があり、自治植民地に属するコネティカットとロード・アイランドは、特許状により略々完全な自治権を与えられており、新憲法を制定する必要がなかったといわれる。ここでは、総督は自由民によって選出され、国王は植民地議会の制定法に対し拒否権をもたなかったのである。

(10) Swisher, op. cit., p.18.

(11) see Dumbauld, op. cit., p. 30.

(12) Swisher, op. cit., pp. 18~19.

これに関連して Jensen は次のように言っている。「……一般の指導者も中央政府は必要であるとしていたが、彼等は邦あるいはその市民のいずれかに干渉することのできる政府は欲していなかった。彼等は邦に従属し、邦にコントロールされる政府を欲していたのである」と。op. cit., pp. 23~24.

(13) Jensen, op. cit., p. 21.

(14) Griffith, The American System of Government, 1961, p. 8.

(15) 連合規約の原文は David K. Watson, The Constitutions of the United States, 1910, vol. 2, pp. 1680~1694.

(16) Swisher, op. cit., p. 19.

植民地時代、英国議会は、植民地に対しあらゆる問題について立法権をもつものであり、英帝国は、単一国家であると主

張した。これに対し、植民地側は、英帝国は別個の部分から構成されているのであって、各部分はそれぞれ独立で対等の立法部をもつ、という「帝国連邦説」(Commonwealth theory of the empire)で対抗した。この説はアメリカ革命の指導者およびその追従者に支持され、一七七六年からの各邦憲法に大きな影響を与えた。その結果としてこの考えは、独立の各邦並びにその市民に対し権限をもつ中央政府を合衆国に設けるということに対する大きな障害にもなった。——Jensen, op. cit., pp. 17~18.

- (17) 規約第九条の「連合会議は……合衆国の共通の事項を処理するに必要な他の委員会と官吏を任命し、その中の一名を議長に任命する権限を有する」との規定からも明らかのように、執行部は、連合会議に全く従属的なものであって、連合会議そのものの不十分な権限とあいまって、実際には執行に当って多くの困難が生じた。つまり連合会議はあらゆるものを宣言するが、*「なにごともなかなしいものであった。」*——G. Story, *Commentaries on the Constitution of the United States*, 1893, p. 110. 種々の問題に応じて、一連の委員会が設置され、一時は九九もの委員会が存在し、執行上の責任は分散され、機能が重複し、事務は遅滞するのみであった。——Swisher, op. cit., p. 23.

(18) Samuel E. Morison, *The Oxford History of the American People*, 1965, p. 279.

(19) Swisher, op. cit., p. 20.

(20) Jensen, op. cit., pp. 27~28.

(21) Jefferson は次のように述べている。「連合および邦の憲法にはいろいろと欠点があるが、アメリカの政府とヨーロッパの政府と比することは、天国と地獄を比較するようなものだ。」(Jefferson to Joseph Jones, August 14, 1789, Jefferson, *Papers* XXII, 34).

(22) Swisher, op. cit., p. 25.

(23) Story, op. cit., p. 114の引用。

(24) この言葉は、今でも「三文の値打ちもなし」という意味に使われている。

(25) Faulkner, op. cit., pp. 138~139.

(26) *Ibid.*, p. 143.

- (27) Ibid., p. 142.
- (28) Ibid., p. 141.
- (29) ヴァージニアはペンシルヴェニア及びメリーランドの通商に特に着目して、関税を支払わない船舶の没収を決めた。ペンシルヴェニアは他邦から輸入される多数の品目について税を徴収した。——Swisher, *op. cit.*, pp. 25~26.
- (30) Dumbauld, *op. cit.*, p. 32.
- (31) Allan Nevins and Henry S. Commager, *A Short History of the United States*, 1956, p. 108.
- (32) Dumbauld, *op. cit.*, p. 33.
- (33) Ibid., pp. 33~34.
- (34) Jensen, *op. cit.*, p. 31.
- (35) この見解は、一七八七年五月のフィラデルフィア憲法制定会議を念頭において出されたものであり、同会議開催の直前にヴァージニア代表によって作られた「ヴァージニア案」(Virginia Plan)と極めて共通するところが多いのである。——Dumbauld, *op. cit.*, p. 35, p. 38 Note 4.
- (36) Ibid., p. 36.
- (37) Swisher, *op. cit.*, p. 28. それについて、ダニエル・ウェブスター(Daniel Webster)は次のように云っている。「アナポリスに代表が会合した目的は、全く通商の画一的規制の方法を考案することにあつた。彼等は中央政府以外には如何なる方法も見出さなかつた。……本政府がその直接の起源を**通商の諸必要性**にもっているということは、歴史的事実の事柄として常に真実であろう」——Dumbauld, *op. cit.*, p. 37 Note 22 *et seq.*
- (38) 両邦間に協定を結ぼうとする動きがあり、ワシントンとマティソンがこれに関心を寄せ、両名の示唆の下に、各邦はそれぞれ交渉委員を選び、ワシントンの自邸で会議が行われたのであつた。——Oggs and Ray, *Introduction to American Government*, 1951, p. 111.
- (39) Swisher, *op. cit.*, pp. 29~30.
- (40) Jensen, *op. cit.*, pp. 35~37. なお、会議の進行中、大多数の代表は、連合の負債の支払義務は新政府が負うということ

をも含めて、これらの原則について、直ぐに意見が一致した——C.A. Beard and M.R. Beard, *The Beard's Basic History of the United States*, 1944, 邦訳一三四頁参照。

この原則上の同意は、後述するように、会議に集まった代表者達が、財産の安定を確保し、実業の諸条件を改善することに、なんらかのかたちで関心があった結果である。

(41) Swisher, *op. cit.*, p. 33.

(42) *Ibid.*, p. 34.

(43) *Ibid.*, p. 34. なおスタナードは、制定者達が直面した危機の性質と問題の難しさを次のように云っている。「連合は瓦解しつつあった。……連合規約では明らかに本連合を維持できなくなりつつあった。政治的瓦解はさし迫っており、これに経済的危機の兆しや社会的混乱の脅威まで加わった。若しも政治的実在 (political entity) としての合衆国が存続せんとすれば、支那が相互に存続して行く条件が明確化されねばならなかったのであり、明確化ということは主権を新たな中央政府に譲渡すること、支那に主権を確認することの双方を意味した。」——Harold Stannard, *The Two Constitutions*, 1949, p. 5.

(44) C. A. ピアード、M. R. ピアード前掲一三七頁。

(45) 各邦における批准年月日は次の通りである。デラウェア (一七八七年二月七日)、ペンシルヴェニア (一七八七年一月二二日)、ニュー・ジャージー (一七八七年一月二二日)、ジョージア (一七八八年一月二日)、コネティカット (一七八八年一月九日)、マサチューセッツ (一七八八年二月六日)、メリーランド (一七八八年四月二八日)、サウス・カロライナ (一七八八年五月二三日)、ニュー・ハンプシャー (一七八八年六月二一日)、ヴァージニア (一七八八年六月二五日)、ニュー・ヨーク (一七八八年七月二六日)、ノース・カロライナ (一七八九年一月二一日)、ロード・アイランド (一七九〇年五月二九日)。

## 第二章 「制定」をめぐる社会的背景

「まえがき」において触れたように、ブラウン (Robert E. Brown) は、その近著においてアメリカ憲法の背景に関

する従来の解釈を批判し、「再解釈」——“reinterpretation”——というかたちで彼自身の見解を提示している。彼は、「アメリカ憲法の背景および作成に関する解釈において、重大な変化が、過去一〇年間に起っている」と前置きし、最近まで認められてきた解釈は「……class conflict (階級対立) に立脚していた」ものであり、その解釈の起源は二〇世紀初頭の「改革時代および革新派運動」(reform era and Progressive movement)にあるのだと断じ、アメリカ憲法は「民主的で中間階級社会である」植民地社会と「すでに民主的になっている社会秩序を保持 (preserve) する」ために戦われた独立革命の共同産物であると主張するのである。<sup>(5)</sup>

ブラウンのこのような所説に対しては、我々は、ビーアドが「深い感銘を受けた」<sup>(6)</sup>という、サ・フェデラリスト (The Federalist) 第一〇編においてマディソンが述べている次の言説に関心を向けざるを得ない。「……古代近代を通じての民主政治の諸形態に比して、アメリカ諸邦の憲法が優越していることは、最高の称賛を惜しまないが、これら諸憲法が「派閥の暴威という」危険を、所期のごとく効果的に除き得たものと断ずることは、余りにも公正を欠くものといわざるを得ない。……ここに派閥 (faction) とは、全体中の多数者たると少数者たるとを問わず、一定数の人民「の団体」にして、他の人民の権利もしくは全社会の恒久かつ総合的な利益に反するような感情または利害関係という一定の共通の動機に基いて、結合し活動するものをいう。……派閥の発生する潜在的原因というものは、人間性に在るものではあるが……しかし派閥の生ずる最も普通のかつ永続的な根源は、財産のさまざまな不平等な分配にある。財産をもてるものと財産をもたざるものとは、常に明確に異なった利益群を形成してきた。それと同じ様に、債権者であるものと債務者であるものとは、相対立する利益群をつくるものである。土地所有に基く利益群、製造工業の利益群、一般商業の利益群、金融業の利益群、その他群小多数の利益群は、諸國に文明の進むにつれて必然的に発生す

るものであり、これら諸国民を、それぞれお互いに異なる感情と見解をもつお互いに相異なる諸階級 (classes) に分つものである。これら種々相反する利益群を規整することが、近代立法の主要任務を構成するものに外ならないが、それと同時にかかる規整こそは、通常必要な政府活動のなかへ、党派的な、また派閥的な精神を導入しきたるものなのである。……」<sup>(7)</sup>。

そして、それは、マディソンをして斯く云わしめたところの当時の具体的社会状況を明らかにし、ブラウンの云う「Middle class and democratic colonial society」と対比せしめる必要を感じしめるのである。以下に、このような意味において、「制定期」を中心にその社会的背景について、簡単な考察を試みたい。

### 第一節 一八世紀末までのアメリカ経済の概観

ここで、アメリカ資本主義発展史の一こまとしての、独立戦争前後から一七八〇年代迄のアメリカ経済を概観したい。

イギリスの二三の植民地は、メリーランド、ヴァージニア、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、ジョージアからなる「南部植民地」(Southern Colonies)、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、ペンシルヴェニア、デラウェアからなる「中部植民地」(Middle Colonies)、ニュー・ハンプシャー、マサチューセッツ、ロード・アイランド、コネティカットからなる北部のすなわち「ニュー・イングランド植民地」(New England Colonies)の三地域に分けられる。植民地時代の主たる産業は農業であったが、気候、地理的諸条件等の相違から、これら三地域はその形態を異にしていた。概括的に云って、中部以南の植民地には、前近代的土地保有制度・封建的諸制度(長子相続制、限定相続制、免役

租制などが移入されており、肥沃、広大な土地、暖かな気候に恵まれた南部植民地では、独占的大土地保有が發展し、黒人奴隸を使用する煙草、米、藍などのプランテーションが發達した。中部植民地でも農業生産は發達し、「パン植民地」(Bread Colony)と云われるほどの繁榮を示したが、一般的に農園の規模は小さく、黒人奴隸を雇傭するプランテーション制度はなかった。これに対しニュー・イングランド植民地は、諸条件が農業に不適であり、小麦、燕麥、蔬菜類などの農業生産が行われたが、植民地時代を通じて、自給的性格を脱せず、住民は漁業や工業へと活路を見出していった。

この時代の工業は手工業に基づく家内工業であり、このニュー・イングランド地方がその中心であった。ここには、イギリスに対する反対分子とみられる親方、職人、労働者が來往して、工業の發展に好条件を与えた。植民地時代の終りにはマニユファクチュア (manufacture) が發生した。一七〇〇年代には工業の發展は著しくイギリス本国にとっても恐るべき敵とさえなった。——とはいえ、この工業は奴隸貿易、密貿易などに従事して發展した前期的商業資本の支配下におかれ、産業資本への自立的發展は押えられていた。植民地の經濟發展は、イギリス重商主義政策の利益と相反し、そのため種々の圧迫を加えられた。——これが、やがて植民地住民の不滿を増大させ、獨立戦争となつて爆發する。

獨立戦争の過程で古い社会關係を廢止するとともに、イギリスの工業製品の供給が止まったため、国内の工業は急ピッチに發展し(羊毛、製鉄など)、将来の資本主義發展の基礎がつくられた。そして不充分ながらも、通商、海運、産業保護、貨幣鑄造等の諸権利の運用を通じ、資本の本源的蓄積が進められていくのである。更にこの頃より、西漸運動が一層進展し、国内市場の急速な拡大が行われる。植民地時代の終りにマニユファクチュアと並んで存在していた

多数の手工業も、この時期にはマニファクチュアへ更には大工業へと発展して行くのである。とはいえ、独立戦争後、一八世紀の後期においては、まだ商業資本の産業資本への転化は、端緒的段階にあった。<sup>(8)</sup>

## 第二節 独立革命前後

独立革命の当初、その主導権は東部商人層、南部地主層を中心とする Moderates (穏和派) の手に握られていた。彼等は、可能な限りイギリス帝国の一環として利益を受けることを望み、ただ彼等の利益に対する規制を取除こうとしていたのである。しかし、彼等は、本国への抗議とそれに実効をもたらす実力行使にあたって都市職人層、農民、辺境開拓者等に頼らざるを得なかった。ところが、これらの者達はやがて本国よりの独立と社会革命を主張し Radicals (急進派) を形成し、第一回大陸会議の頃より、次第にイニシアティブを Moderates から奪っていった。独立党員 (Whigs) — 英国の政策を支持する人々を英国党員 [Loyalists] 又は英国派 [Tories] といふた) は、ハンロック (Hancock) のような富裕商人、モリス (Morris) のような有能な銀行家、ワシントンのような貴族的農場主に率いられていたが、革命の大きな力は Radicals を形成したこのような中間的でより貧しい階級から出てきたのであった。<sup>(9)</sup> そして、この人々が独立革命後、各邦における主導権を取り、土地改革、紙幣の増発などの政策を遂行し、穏和派の利益と対立するに至るのである。

さて、独立革命はどのような社会的変化をアメリカにもたらしたであろうか。英国派の逃亡により、「汚ならしい群衆」などと一般民衆を蔑んでいた保守的な階級は姿を消し、また大所有地の解体が可能となった。一七七七年、大陸会議は、各邦に対し英国派の財産を没収して売却するよう勧告した。ニュー・ヨーク、ニュー・ハンプシャー、

マサチューセッツなどの各邦で、この没収、売却を行っている。トリーズの所有地は没収され、小区劃に分け売却された。王領地、領主所有地 (Crown and proprietary properties) もいたるところで没収された<sup>(10)</sup>。旧支配階級の土地没収は、このようにして小自作農の方向へ進んでいったのである<sup>(11)</sup>。「特権の三つのとりで」<sup>(12)</sup>の一つである長子相続制 (Primogeniture) と限定相続制 (Entail) の破壊も、より民主的な土地保有に貢献した。一七八六年までに、二邦を除いてすべての邦は限定相続制を廃止し、一八〇〇年までに長子相続は消滅した。ヴァージニアは長子相続制と限定相続制が非常に根強かった植民地であったが、ジェファソンは限定相続制攻撃の先頭に立ち一七七六年に殆んどこれを一掃した。更に一七八五年には長子相続制の廃止にも成功した<sup>(13)</sup>。このような動きの中で、ヴァージニアを訪れた一フランス人は「**諸階級の差は消滅しはじめるのである**」と記録している<sup>(14)</sup>。このようにして、独立革命は政治ばかりでなく、社会的、経済的革命をももたらしたのである。

社会革命の進行とともに、高揚した農民を含めた Radicals (急進派) は、各邦において**立法部を中心に主導権を握っていったのであるが**、特にペンシルヴェニアについてみると、ここでは、フィラデルフィアの職人、スコットランドとアイルランド系の辺境開拓者、ドイツ語を話す農民達が最上位にあり、これを反映して邦憲法はアメリカ革命憲法の中で最も民主的と云い得るものであった。全男子の納税者とその成年に達した息子達に選挙権が認められており、議会は一院制で人口に比例して代議員が選出された。行政部は「不便な貴族政治を設ける危険」を防止するため輪番制であった。単一の知事の代りに執行委員会 (Executive Council) が置かれ、委員会の議長——彼は委員会及び議会の合同投票によって選任される——が行政部の長として行動した。絶対的権力をもつ議会は、皮の前掛けをかけた男、開拓者、余り儲かっていないドイツ人に支配されており「北アメリカで……最もプロレタリア独裁に近いもの」をこ

の憲法はつくりあげたのである。或るペンシルヴェニア人はジェファスンに宛てこう書いている、「……この政府の支持者は、なんら人格上重みのない一群の労働者である」と。<sup>(15)</sup>

かかる事情を指して、マディソンは「立法部は到る所でその活動範囲を拡大しつつある」と云ったのである。<sup>(16)</sup>

### 第三節 八〇年代の社会情勢

一七八〇年頃から、合衆国のいたる所で、徐々に保守的反動が始まった<sup>(17)</sup>——マサチューセッツ憲法はその端的な現われである——と云われるが、当時の指導者達あるいは上層階級は“democracy”というものをどのように考えていたのであろうか。彼等はデモクラシーの到来を悪であると考え、その到来の諸結果について怖れを抱いていた。従って、なんとか革命の高揚する中でつくられた各邦の政府を変えようとして心を砕いたのである。彼等の多くはデモクラシーを信じなかったのであり、権力の座についた“new men”とそれにつき従う“lower orders”(下層階級)を軽蔑したのであった。エドモンド・ランドルフ(Edmund Randolph)などは、フィラデルフィア憲法制定会議の席上で、諸邦の憲法には余りにも多くの民主主義が発展していると歎いた。彼は邦憲法はいずれもデモクラシーに対する充分な抑制手段を持っていないと考えたのである。<sup>(18)</sup> ジェンセン(Merrill Jensen)は、当時の最も極端な民主主義反対論者の例として、ある将校の次のような言葉を引用している。「人類の平等と人間性の尊重を教える哲学は虚栄の中に基礎を置くものであり、又そのみを名宛人として書かれたものである。多数者は少数者のために造られたのであり、我々は理性よりも鞭で支配された方が良いのである、という反対の教説の方に無限の真理がある」と。<sup>(19)</sup> 当時の指導者層にとっては、デモクラシーという言葉は、暴民政治、衆愚政治を意味したのである。

では、指導者——上層階級をしてこのような考えを抱かした社会情勢の現実はどうであったのであろうか。

### (1) 紙幣問題

戦後の通貨の不足と、特に一七八五年から一七八六年の不況の到来によって、紙幣発行の要求が強まった。農民は、自己の私的な負債と戦時負債支払のために課せられた重税を支払うことの困難な状態にあり、債務者および一般貧乏人とともに、紙幣の発行を迫った。これに対して *business interests* (実業界) は、紙幣の増発は取引に悪影響を及ぼすとして、紙幣発行要求に頑強に抵抗した。この抵抗には、この他に富裕な農場主、債権者が加わった。マサチューセッツ、ニュー・ハンプシャー、コネティカット、デラウェア、メリーランド、ヴァージニアの各邦は、その立法部が再び大農場主あるいは富裕商人の牛耳るところとなつたので、激しいたたかいは経た後(ニュー・ハンプシャーのエクセター(Exeter)では議事堂を大衆が取囲み、議員の生命が脅される事態を招き、民兵によってやっと鎮圧された)、紙幣の増発を免かれたが、その他の七邦は要求に屈した。これらの邦は紙幣の増発、農業抵当の受け戻し権の排除の延期などを行つた。<sup>(20)</sup>

このような紙幣発行問題の社会的意義は、きわめて大きいものであった。この問題は社会の不満分子が大団結しうる現実的問題であつたのであり、かくて債権者と債務者、富者と貧者との間に、政治闘争が激化したのである。

### (2) シェーズの反乱の背景とその影響

経済的不安と階級対立が激化し、ワシントンの言に従えば、邦の到るところに反乱の「可燃物」があつたのであるが、遂にマサチューセッツにおいて、この可燃物に火の手があつたのである。それは一七八六年のシェーズの反乱(Shays's Rebellion)であつた。マサチューセッツにおいては、農民は他邦に比して一層悪い状態にあり、しかも一七八

○年の保守的憲法を通して、沿海の郡市 (maritime countries) が邦政府の支配権を握っており、財産を代表する上院が、下院が可決したすべての救済法案を葬っていたのである。邦政府は古い証券を正貨で清算し、そのため重税が課せられることになった (全体の四〇パーセントは人頭税で徴集されたが、これは貧富の別なく課せられたのである)。農民の負債や滞納した税については、農民からその不動産、家畜、家具が取り上げられ、それに充てられた。ウォーセスター (Warcester) 郡<sup>(16)</sup>、一七八五年に九二名が負債のため投獄された。ボストン (Boston) やサレム (Salem) の金持ちは、すべての土地を一手に収め、マサチューセッツの自由農民を隷従小作人に陥ち入らせるといふような風説が立てられ<sup>(21)</sup>、これに対し、農民、負債者は、負債についての判決を阻止するために郡裁判所の開延を妨害したり、郡集会を開いて請願書を起草したりしていた (債権者が債務者を告訴したのも、農地の引渡しを命じたのも、貧しい農民を牢獄に送りこんだのも、裁判所であったのだ) のであるが、一七八六年九月、ちゃきちゃきの保守主義者であるボードイン (James Bowdoin) 知事は、不法集会禁止の布告を発し、集会解散のために民兵を召集したのである。このような背景において「ダニエル・シャイズ」(Daniel Shays) の反乱が起きたのである。

この反乱は短期間で終わったが、アメリカの保守主義者 (men of principle and property) に与えたその影響は深刻であった。「狂った民主主義は人間性からあらゆる道義的にして且つ神聖な特性を一掃するものである」と考えているノックス (Henry Knox) 将軍は、ワシントンに宛て、ニュー・イングランドには一万二千から一万五千の絶望的な人々がいるが、彼等の信条は「合衆国の財産は、すべてが力を合せたことによりイギリスの没収から守られたものである。従ってそれはすべての人の共同財産であるべきだ」といふものである、と書き送っている。ステファン・ヒイジンスン (Stephen Higginson) はナザニエル・デイン (Nathaniel Dane) に次のように書いている。「私見によれば、我々は現在

の制度の下では長く存在することができない。なんらかの方法で、邦連合にもっと実力をつけなければ、反乱者が起ち上って、遂には我々から支配権を奪うであろう」と。<sup>(22)</sup>（実際、マサチューセッツが援助を求めても、連合会議はなにことも為し得なかったのである）。

シェーズの反乱は、保守主義者をして、より強い中央政府の必要性を、更に痛感せしめることになったのである。

#### 第四節 「強力な中央政府の確立」——「憲法制定」の支持者連

独立革命の民主的諸結果を歎いた人々は、邦政府の支配権を保持せんと努め、いくつかの邦では、かなりの成功を収めたのであるが、彼等はまだその不安を拭い去ることはできなかった。既述のように連合規約下において連合会議の権限を強化する企てもあったのであるが実現されなかった。そのような状況に絶望して、ロバート・モリス (Robert Morris)、グーヴヌア・モリス (Gouverneur Morris)、アレキサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) 等は、「クーデター (coup d'état) を企らんだといわれる。彼等は、不満を抱く将校と公債保有者を合同せしめることを望み、またヘンリー・ノックス (Henry Knox)、アレキサンダー・マクドゥガル (Alexander McDougall)、ホレイシオー・ゲイツ (Horatio Gates) という将軍、その他の将校の援助を得ていた。<sup>(23)</sup> ハミルトンなどは、一七八〇年に、強力な中央政府をつくり、連合会議に関係なくこれを採択し、必要とあらば、これを実施せしめるために軍隊を用いるための集會をもつことを提案したという。<sup>(24)</sup> このような動きは、「強力な中央政府」の確立が、如何に急がれていたかをあらわすものである。

さて、憲法制定運動は、連合規約下の中央政府の弱体によって、経済的利益が著しい影響を受ける人々によって、

きわめて熱心に支持された。また特に、シェーズの反乱の後、小農がもたらす不安定に脅えている新しい支配階級もこれを支持した。<sup>(25)</sup> 外国商品に高額の税を課しうる強力な中央政府を望む人々——製造工業の投資家、差別待遇をする外国に対し反撃しうるような強力な中央政府を望む人々——海運業の投資家、邦議会の紙幣発行を押え得る強力な中央政府を望む人々——金貸し・債権者、債務の返済に必要な金を集めうる強力な中央政府を望む人々——大陸公債証書、負債証明書等の所有者、自己の土地をインディアンから保護しうる強力な中央政府を望む人々——西部の土地に対する投資家、等々。

以上、要するに商業、財政、投資に、直接に利害関係をもつ諸階級は、財産権を保障し、これを強化し、各邦の急進的立法部の平等化傾向に有効な制限を課すことのできる憲法——中央政府を望んで止まなかった<sup>(26)</sup>のである。<sup>(27)</sup> 従って、一七八七年五月に開かれたフィラデルフィア憲法制定会議の代表者の半数以上は、新憲法によって利益を受ける投資家あるいは投機家達であった。<sup>(28)</sup> 急進左派の欠席が目立ち、「モーヤンリー (Yeomanry) の大部分は、憲法にはっきりと反対である」ということは、事実と信ずる」と述べたパトリック・ヘンリー (Patrick Henry) などは「どうもくやう」 (I smelled a rat.) として出席を拒否したのである。<sup>(29)</sup>

(1) Brown, op. cit., p. 1.

(2) Ibid., pp. 39~40. なお Louis Hartz 著 "The Liberal Tradition in America" (1955) において次のように述べている。  
「アメリカ社会を研究する場合、我々はなお依然として、革新主義時代の影響下にある。なるほど歴史家達は、公然とビーアドに攻撃を加え、「彼の強調した」経済的動機にここかしこで戦いを挑み、また屢々「急進派から保守派」へとそれについて評価を改めてきた。けれどもことが済んでみると結局のところ、ビーアドはどういうものか、健在のままにとどまっている。」邦訳、二二頁。

- (3) Brown, op. cit., p. 19.
- (4) Ibid., p. 21.
- (5) Ibid., p. 39.
- (6) Beard, op. cit., "Introduction to the 1935 Edition" p. vi.
- (7) 原典アメリカ史 第二卷 三六七～三六九頁。
- (8) 経済学小辞典 岩波書店 昭和三十一年、四三二～四三三頁。  
鳥羽欽一郎 近代経済史 昭和三七年四五～七六頁。
- (9) Faulkner, op. cit., p. 127.
- (10) Ibid., pp. 129～130.
- (11) Nevis and Commager, op. cit., p. 103.
- (12) それは英国派の地所、長子相続制と限定相続制、それに英国国教会である——Ibid., p. 103.
- (13) Jeffersonは「長子相続制と限定相続制の廃止法は「エセ貴族主義の根に斧を降した」という事実を誇らしげに強調した。  
——Faulkner, op. cit., p. 130, Note 8.
- (14) Nevis and Commager, op. cit., p. 103.
- (15) Morison, op. cit., pp. 273～274.
- (16) Federalist, No. XLVIII.
- (17) Morison, op. cit., p. 274.
- (18) Swisher, op. cit., p. 32.
- (19) Jensen, op. cit., p. 30.
- (20) Faulkner, op. cit., p. 143.  
Jensen, op. cit., p. 29.
- (21) Morison, op. cit., pp. 302～303.

アメリカ憲法の形成に関する一考察

- (22) Nevis and Commager, op. cit., p. 111.
- (23) Jensen, op. cit., p. 31.
- (24) *ibid.*, p. 33.
- (25) Malcolm Sharp は次のように述べている。「マディソン、ワイルソン、ワシントン、モリス、ランドルフは人民支配からの少数者の利益、特に財産に対する危害について、彼等の恐怖をはっきりと語っていた。……」——The Classical American Doctrine of Separation of Powers, University of Chicago Law Review, vol. 11, 1935, p. 191.
- (26) Faulkner, op. cit., pp. 146~147.
- (27) William S. Carpenter は、各邦の立法部について次のように述べている。「このこと（独立革命の混乱が治まっても立法部の威力は衰えず、私的権利が侵害にさらされつつあったこと）が無制限になされたということが憲法制定会議の召集を誘導したのである」——The Separation of Powers in 18th century, The American Political Science Review, vol. XXII, 1928, p. 41.
- (28) Faulkner, op. cit., p. 147.  
 これらの人々は「現存の法構成の維持から……より利益ある直接の結果」を期待するのではなく、「古い制度をくつがえし、新しい制度を確立することによって、直接に且つ明白に利益をうる」ことを期待した人々と云えよう。——Beard, op. cit., p. 19.
- (29) Faulkner, op. cit., p. 147.

### 第三章 ブラウンの「新解釈」をめぐるいくつかの問題点

既述のように、現在、アメリカ憲法の制定過程について、その背景をめぐる論争が、アメリカにある。ミシガン大学のブラウン教授は、従来の説 (Carl Becker, J. Allen Smith, Charles A. Beard 等の所説) を批判し、「新しい解釈」を試みている歴史学者の一人であるが、同教授に対しては、「ビーアードの亡霊を追い払おうと努力して、しばしば自己

の云い分を述べすぎる」との批判があり、また近時におけるビーアド批判一般に対しては、「ビーアドの憲法解釈についての政治的攻撃を構成するもの」との論評がある。<sup>(2)</sup>

アメリカの歴史学会あるいは憲法学会の動向、ブラウンの「再解釈」の動機、彼の見解についての評価等について、殆んど資料を持たない筆者には、現時点において、この「再解釈」の十分な説明を企図することはできない。従って、本章では、将来における攻究の序論的意味において、前二章の考察に基づいて、ブラウン教授の「再解釈」について若干の問題を提起するにとどまらねばならない。(以下、ブラウン教授の近著「アメリカ憲法形成の再解釈」(Reinterpretation of the Formation of the American Constitution)を中心に論述する)。

ブラウン教授は、「我々が一〇年前に信じた多くの事柄は、歴史的虚構として、忘却にと追いやられてしまっており、或は現在そうなりつつある」、「古い見解」の最も熱心な信奉者の信念にさえ、疑惑のかけが投げかけられている、と前置きし、<sup>(3)</sup> マサチューセッツとヴァージニアについての広範囲な研究を基礎に、その見解、すなわち「再解釈」を次の三つの部分、①植民地社会の構造 (the Structure of Colonial Society)、②アメリカ革命の性格 (the Nature of the American Revolution)、③憲法の作成と批准 (the Writing and Ratification of the Constitution) に分けて展開している。本稿では①と②に力点を置いて、教授の所説を見ていくことにしたい。(以下の頁数は、ブラウン著「アメリカ憲法形成の再解釈」中の頁数である)。

### 第一節 「植民地社会の構造」について

ブラウン教授は、アメリカ憲法を生み出した社会構造についての理解が、憲法の理解にとって必要であるとし、大

略次のように述べている。

従来の解釈によれば、植民地社会は、「富者と貧者」、「持つものと持たざるもの」、「上層階級と下層階級」、「保守主義者と急進主義者」というように、水平的に二つの階級に分かれていたと云われているが、これは誤りであり、**革命前の大多数のアメリカ人は、今日であれば、“middle-class”（中間階級）とも呼ばれるものであったのである（以上三頁）。**一般の人々は、不動産自由保有者（freeholder）であるか、或はそうなることを切望していた者であるが故に、中間階級であったのである（四頁）。（結論として）、植民地時代のアメリカは中間階級の社会であり、経済的機会に恵まれ、参政権は広く与えられ、農業地域に好都合な代表制度があり、教育設備が整い、宗教的自由が享受されていた社会であるという解釈が段々信ぜられてきたのである（一九頁）と。

右が植民地社会の構造について、ブラウン教授の云わんとすることのあらましであるが、少しく問題を指摘したい。先ず、middle-class の定義についてであるが、教授は、**経済的な側面と心理的な側面からそれを捉え、経済的側面に就いては、Webster の定義に従って「貴族階級或は富豪と労働者階級或はプロレタリアートとの間の社会階級」を middle-class とし、また心理的側面に就いては、middle-class に自己自身属すると見做し、或はそれに属することを切望した、若しくはその子弟が同階級の構成員となることを期待した人々を middle-class に含めるのである（三頁）。**

アメリカは、確かに、長期に亙る中世封建制、その崩壊過程より生れた絶対主義、アンシャン・レジーム及びその矛盾の激化等を歴史的発展過程の中で経験しつつあった旧大陸（イギリスも含めて）とは異なったスタートをして行くのである。アメリカには、イギリス等の植民地であった関係上、封建制度の一部である長子相続制、限定相続制、免

役租制 (Quit-Rent System) といったものが移入されたに過ぎず、**歴史的に云えば**、封建制度の崩壊期から産業資本の確立期に至る間において、封建貴族、大地主、前期商業資本家と隷農ないし農業労働者或は零落した都市プロレタリアートの「中間」に生じた自営農民やそこから派生した各種の中産的生産者Ⅱ市民層——(やがてこの中から近代的ブルジョアⅡ産業資本家が出現する)——としての**中産階級を中核として**、広大な土地、豊富な資源、稀薄な人口等とあいまって、アメリカ植民地社会は**発展して行くのである**。

ところでブラウン教授は、middle-classの主たる内容を、freeholders (あるいは freeholders になることを切望した人々を含め) としているようであるが (四頁)、植民地時代を一七七六年迄としてみた場合、その社会が一貫して**同質的**中間階級社会にとどまっていたことは考えられないのである。むしろ、それとは逆に、中間階級それ自身の階級分化過程は、一七世紀末から一八世紀にかけてテンポを速めていくのであって、<sup>(4)</sup>前述のように植民地時代の終りにはマニユファクチュアールが発生しているのである。「富者と貧者」、「持つ者と持たざる者」という水平的階級二分論は、当時の植民地社会についての誤まった見解であるとするブラウン教授は、当該社会を動態的に、発展的に捉えない嫌いがあるのでなからうか。またブラウン教授は、「middle-class」説の裏づけの一つとして、次のような、一フランス人の観察記を挙げている。「アメリカはすべてのものを所有する少数の大領主となにも持たない人々の国ではない。貧富の開きはヨーロッパ程ではない、最も完全な社会、圧倒的に中間階級的な平等主義的社会である。」(三頁)、何年頃かのフランス人がこの言葉を述べたかは詳びらかではないが、しかし別のフランス人が「**諸階級の差は消滅しはじめるのである**」と云っているのであるが、<sup>(5)</sup>我々はこの二つの発言の間の矛盾をどのように捉えるべきであろうか。後の言葉は、ネビス (Nevis) とコマージュアー (Commager) によって、ヴァージニアにおける長子相続制の廃止とそれに伴

う大所領の分割の過程を叙述する際に引用されたものである。ブラウン教授の引用したフランス人の言葉は、アンシヤン・レジーム下に苦しむフランス（その他のヨーロッパ諸国）からみれば、アメリカは**相対的に**「最も完全」な社会であったというにとどまるに過ぎないという意味に解すべきものではなからうか。

更に云えば、ブラウン教授の middle-class の定義そのものにも問題があるように思われる。middle-class の上限としての「aristocracy もしくは very wealthy」と、下限としての「working class もしくは proletariat」について、歴史的に云って又階級論的に云って、その意味内容が明確性を欠き、またこの両者の間に middle-class を位置させていることも、やや安易な且つ消極的概念規定である。「階級心理説」とでも云うべき教授の考え方には疑問が持たれる。本来階級意識とは、階級の成員がその階級に所属することを自覚して持っているところの社会意識を云うのであるが、教授の所説のように、middle-class の中に、この階級に「属することを切望した者」或は「子弟がその階級の構成員になることを期待した者」まで入れるとなると、middle-class 概念の外延が拡がり過ぎることになるのではなからうか。

### 第二節 「アメリカ革命の性格」について

ブラウン教授は、このテーマについての次のように論ずるのである。

先ず、アメリカ革命に関する従来の解釈は「階級対立論」であるとして、故カールベッカー (Carl Becker) 教授の「アメリカ革命は二つの全体的な動きの結果である。一つは自治と独立を求めての争い、他の一つはアメリカの政治及び社会の民主化（これは、どの階級が国内の支配者となるかという問題）である。後者の方が基本的であって、

自治の争いが始まる以前に始まり、自治が達成された後になって初めて完了した。」という見解を挙げ、このベッカー教授の説は逸早く他の歴史学者の人気を博したが、その背景には自由主義的「革新運動」があったのであり、ベッカー教授とその同調者にとっては、植民地社会は非民主的であり、一つの階級に他の階級が踏みじられてある社会、富者と貧者、参政権を持つ者と持たざる者がいる社会であったのであり、かくしてアメリカ革命は普通人 (the common man) の運命を改善する運動となった——丁度、革新主義時代 (Progressive Era) がそうであったように、と述べ(二〇頁)、このような「二元的革命論」<sup>(6)</sup>に対し、「新解釈」によれば、アメリカ革命は民主主義を達成するよりは、「すでに民主的な社会秩序」(an already-democratic social order) あるいは既に達成された民主主義を保持するために戦かわれたものであると云い、更に続けて、殆んどの革命が現状 (status quo) に不満であり、これを変革せんとして起るのであるが、アメリカ革命は、アメリカ人が現状に満足し、イギリスにこれを變えて貰いたくないからこそ起ったものであるという点で世界史上、独特なものである、と云うのである(二一頁)。さて、この「現状維持論」的なブラウン教授の見解は、矢張り静態的な把握に基づいているのではなからうか。植民地時代において、植民地人はイギリス本国政府の代弁者たる総督やそれにつながる参事会 (council)<sup>(7)</sup>と対抗し、自治の拡大に努めていたことは確かである。植民地人は、植民地議會を拠り所として、嘗つての英国と同じように、“power of purse”(財布の力)を武器として、一七六〇年代には総督を押え、官吏の任免権を左右しさえもした。しかしこれだけで民主化が達成されたのではない。独立戦争が進む中で、寧ろ一層の民主化が促進されたのであった。即ち、総督やその下にいた官吏は逃亡し、イギリス側に加勢した多数の商人、牧師、地主、弁護士等の英国派 (Tories) は、アメリカを去るか、公的な生活から身を引かざるを得なかったのである。このような状勢の中で英国派の所領は

没収され、分割されて売却されたし、長子相続制、限定相続制が廃止されていたのである。そして又立法部優位が確立された多くの邦では、小農民や負債者の利益を護る立法がなされ「財産権」に脅威を与えはじめていた。当時の上層階級はかかる状況に対し、「邦政府は民主的過ぎる」とか、「民主政治の狂暴性と暴行」からアメリカの蒙った災厄は発するとか云っているのである。かように見えてくると、植民地社会はブラウン教授の云うような「すでに民主的な社会秩序」が存在したのではなく——勿論、当時のヨーロッパ全体と較べれば、よりはるかに民主的ではあったろうが——いわば、「yet-undemocratic social order」（まだ民主的でない社会秩序）が支配的であったのであって、アメリカ革命を一大契機として、民主主義の発展が、一層促進されたと見るべきであろう。

ブラウン教授の云う“democracy”の意味内容は明らかでないが、アメリカ憲法の制定者達——特にその中心的人物は、民主政治を次のように理解していたのである。「政府〔の権力〕が人民に由来するということは一般原則として立てておきましょう。しかし人民共には、お前達には自治能力がないのだということを……教え悟らせねばなりません。」<sup>(8)</sup>

### 第三節 「憲法の作成および批准」について

ブラウン教授は、アメリカ憲法は植民地社会とアメリカ独立革命の共同産物なのであるから、この憲法についての我々の解釈が変るのは当然であり、多くの歴史家は憲法制定期について一〇年前のようには見えないのである、と述べ（三九頁）、再度、従来の解釈は、「改革期及び革新運動」に起源を持ち、且つ階級対立論に立脚するものであり（三九頁～四〇頁）、アメリカ憲法を、革命によって達成された民主的成果を逆転させることを狙った保守的上層階級の

反革命を表わすものと見るものであった、と云い(四〇頁)、結論として次のように述べている。

一七八七年のアメリカにおいては、良きにつけ悪しきにつけ、殆んどの人々が中間階級的有産者であった。革命は、生命、自由、財産という自然権に基づく社会を保持するために戦われたのであるから、財産の保護を規定する憲法が採用されても驚くにはあたらないのである。若し、一般人民 (the common people) が反対したならば、アメリカ憲法は存在しなかったであろう、と(五五頁)。

筆者は第一節、第二節においてそれぞれブラウン教授の見解について、問題点を指摘して来たが、ここでは次の二点に言及したい。先ず、教授は、アメリカ憲法は植民地社会とアメリカ独立革命の共同産物であると云っているのであるが、この見解は植民地時代から連合規約時代にかけての社会的、経済的現実を皮相的に且つ静態的に捉えすぎている結果ではあるまいか。

次に、教授の云う「一般人民が反対したならば」ということは、裏を返せば、「一般人民」は反対しなかったということになるのであるが、果してそうであろうか。レオ・ヒューバーマンが述べている次の言葉にどのように答えたらいのであろうか。

「全国に亘って憲法の賛成者と反対者の間に激しい闘いがたたかわれた。……金持ち(金貸し、製造業者、商人、投機業者)は……巧妙な組織をもっていた。彼等は貧乏人(小農民、労働者)よりも多くの優秀な人材を擁していた。……彼等は勝つために……熱心に動いた。貧乏人は金持ちのように巧く組織されていなかった。……それにも拘わらず、投票はきわめて接近した。……(金持達は)あらゆる種類の弁論とインチキナ手段をつくした結果、賛成が勝利を占めた。例えば、ペンシルヴァニアでは、"反対論者"は……議会の集会を遠ざかった。これは……定足数がないために、

投票不能におちいることを意味した。ところが、こうした事態に直面して、「賛成論者」は「反対論者」の住居に侵入し、彼等を街上にひきまわして会場へ引張り込み、投票がすむまで、むりやりそこにひきとどめた<sup>(9)</sup>。

ブラウン教授は、「the common people」(一般人民)とか「the people」(全人民)と云うが(五五頁)、「合衆国憲法の経済的解釈」におけるブーアードの結語——「合衆国憲法は法律家の云う如く『全人民』(the whole people)によってつくられたのではなかった……」<sup>(10)</sup>——に対し、完全に反論しうるだけの根拠を、まだ示していないように思われる。

- (1) Jensen, op. cit., p. 188.
- (2) Esmond Wright, *Fabric of Freedom*, 1961, p. 179.
- (3) Brown, op. cit., p. 1.
- (4) 本田喜代治「社会思想史——あるいは思想の社会史」昭和三七年 一〇三頁。
- (5) Nevis and Commager, op. cit., p. 103.
- (6) 「二元的革命」とは、ブラウンによれば、「イギリスに対する独立戦争と如何なる階級が支配するかについての植民地内における内部的階級闘争」である。——Brown, op. cit., p. 21.
- (7) Jensen *これれば* この参事会は「全体として、植民地社会のより富裕でより保守的な階級を代表した」のである。——Jensen, op. cit., p. 14.
- (8) Richard Hobstadter, *The American Political Tradition and the Men who Made it*, 1957, 邦訳六頁。
- (9) Leo Huberman, *We the People*, 1947, 邦訳一三六～一三七頁。

なお、ヒューバーマンは、いくつかの州の集会で投票が極めて接近していたことを見れば、この闘いがどれほどはげしかったかわかる、として次の例を挙げている。

賛成 反対

ニュー・ヨーク

三〇 二七

ニュー・ハンブシャー 五七 四七

マサチューセツツ 一八七 一六八

ヴァージニア 八九 七九

このほかコネティカットでは一二八対四〇、サウス・カロライナでは一四九対七三、メリーランドでは二三対一一、ノース・カロライナでは一九四対七七、ロード・アイランドでは三四対三二で可決されているのであり、相当数の反対者があつたことは明らかである。

(9) Beard, *op. cit.*, p. 325.

※ 引用文中のゴシックは、すべて筆者の附したものである。

(一九六五・七・二四)